

原 発 本 第 1 7 5 号

2 0 1 9 年 1 2 月 1 7 日

原子力規制委員会 殿

福岡市中央区渡辺通二丁目1番82号

九州電力株式会社

代表取締役 池 辺 和 弘
社長執行役員

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の一部補正について

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項の規定に基づき、2019年9月27日付け、原発本第100号をもって変更認可申請しました、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書について、下記のとおり一部補正いたします。

記

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文、別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）について、下記のとおり一部補正する。

- ・本文のうち「1. 変更の内容」及び「2. 変更の理由」を添付1のとおり一部補正する。
- ・別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）を添付2のとおり一部補正する。

以 上

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書の本文のうち
「1. 変更の内容」及び「2. 変更の理由」の補正前後比較表

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の本文のうち</p> <p>1. 変更の内容</p> <p>・令和元年12月6日付け認可事項の反映</p>	<p>1. 変更の内容</p> <p>昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、～中 略～ 及び令和元年7月5日付け原規規発第1907055号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表のとおり変更する。（ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。）</p>	<p>1. 変更の内容</p> <p>昭和49年12月16日付けの49原第10790号で認可を受け、～中 略～ 令和元年7月5日付け原規規発第1907055号及び令和元年12月6日付け原規規発第1912061号で変更認可を受けた玄海原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を、別添の玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表のとおり変更する。（ただし、下線部及び変更箇所表示部は含まない。）</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の本文のうち</p> <p>2. 変更の理由</p> <p>・廃止措置を実施するための変更とし、原子力防災組織区より2号炉の原子炉主任技術者を削除する。</p> <p>・記載の適正化(主語の明確化)に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。</p>	<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p> <p>玄海原子力発電所2号炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項に基づき規定する廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第3項に基づき、2号炉に係る保安措置を廃止措置段階の発電用原子炉施設編へ規定するとともに、関連する条文の変更を行う。</p> <p>また、玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請の内容を反映するため、関連する条文の変更を行う。</p> <p>< 中 略 ></p> <p>・第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</p> <p>第3条（品質保証計画）</p> <p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）</p> <p>第17条（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第96条（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第98条（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第99条（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第100条（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第106条（管理区域への出入管理）</p> <p>第112条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）</p> <p>第113条（放射線計測器類の管理）</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>添付4 管理区域図（第103条及び第104条関連）</p> <p>< 中 略 ></p> <p>(3) 記載の適正化に伴う変更</p> <p>第1編及び第2編について、記載の適正化（主語の明確化及び条文間の記載内容の整合等）を行うため変更を行う。</p>	<p>2. 変更の理由</p> <p>(1) 玄海原子力発電所1号炉及び2号炉の廃止措置を実施するための変更</p> <p>玄海原子力発電所2号炉について、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の34第2項に基づき規定する廃止措置計画に定められている廃止措置を実施するため、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第43条の3の24第1項及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第92条第3項に基づき、2号炉に係る保安措置を廃止措置段階の発電用原子炉施設編へ規定するとともに、関連する条文の変更を行う。</p> <p>また、玄海原子力発電所1号炉の廃止措置計画変更認可申請の内容を反映するため、関連する条文の変更を行う。</p> <p>< 中 略 ></p> <p>・第1編 運転段階の原子炉施設編（3号炉及び4号炉に係る保安措置）</p> <p>第3条（品質保証計画）</p> <p>第5条（保安に関する職務）</p> <p>第7条（玄海原子力発電所安全運営委員会）</p> <p>第17条（火災発生時の体制の整備）</p> <p>第96条（使用済燃料の貯蔵）</p> <p>第98条（放射性固体廃棄物の管理）</p> <p>第99条（放射性液体廃棄物の管理）</p> <p>第100条（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第106条（管理区域への出入管理）</p> <p>第112条（外部放射線に係る線量当量率等の測定）</p> <p>第113条（放射線計測器類の管理）</p> <p>第119条（原子力防災組織）</p> <p>添付2 火災、内部溢水、火山現象、自然災害対応及び火山活動のモニタリング等に係る実施基準</p> <p>添付4 管理区域図（第103条及び第104条関連）</p> <p>< 中 略 ></p> <p>(3) 記載の適正化に伴う変更</p> <p>第1編及び第2編について、記載の適正化（条文間の記載内容の整合等）を行うため変更を行う。</p>

玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書のうち
別添（玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）の
補正前後比較表

補正箇所

申請書の別添
(玄海原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

- ・廃止措置を実施するための変更とし、原子力防災組織により2号炉の原子炉主任技術者を削除する。

補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)

第1編 運転段階の発電用原子炉施設設備 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)

(記載なし)

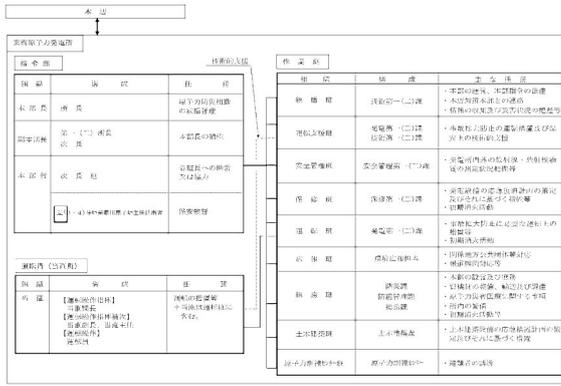
補正後

第1編 運転段階の発電用原子炉施設設備 (3号炉及び4号炉に係る保安措置)

- (原子力防災組織)
- 第119条 防災課長は、原子力災害の発生又は拡大を防止するため、図119-1に示す原子力防災組織を定めるに当たり、所長の承認を得る。
- 2 発電所の緊急時対策本部の本部長は、所長とする。ただし、防災課長は、所長が不在の場合に備えて代行者を定めるに当たり、所長の承認を得る。
- 3 原子力災害対策特別措置法に基づく措置が必要な場合は、本規定にかかわらず当該措置を優先する(以下、本章において同じ)。

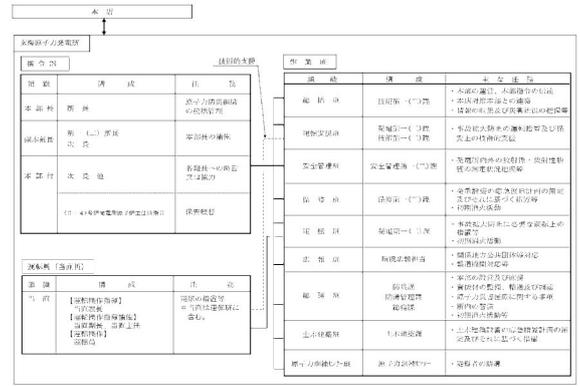
変更前

図119-1 原子力防災組織



変更後

図119-1 原子力防災組織



<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉及び2号炉に係る保安措置)</p> <p>第5条 (保安に関する職務)</p> <p>(30) (21)及び(23)から(28)に定める課長(以下「各課長」という。)並びに(16)、(18)、(20)、(22)及び(29)に定める安全品質保証第一統括室長、安全品質保証第二統括室長、総務課長、防護管理課長及び原子力訓練センター所長(以下、総称して「各課(室、センター)長」という。))は、所掌業務に基づき非常時の措置、保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>以下、各課長のうち、(21)及び(28)で定める防災課長及び土木建築課長を含めた第一課をいう場合は「各第一課長」という。</p> <p>また、各課(室、センター)長のうち、(16)、(20)、(21)、(22)、(28)及び(29)に定める安全品質保証第一統括室長、総務課長、防災課長、防護管理課長、土木建築課長及び原子力訓練センター所長を含めた第一課をいう場合には、「各第一課(室、センター)長」という。</p> <p>(31) 各課(室、センター)長は、課(室、センター)員等を指示、指導し、所管する業務を遂行する。</p> <p>また、各課(室、センター)員等は各課(室、センター)長の指示、指導に従い業務を実施する。</p>	<p>補正後</p> <p>第2編 廃止措置段階の発電用原子炉施設編 (1号炉及び2号炉に係る保安措置)</p> <p>【(30)及び(31)は、変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	--	--

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(廃止措置主任者の職務等) 第9条 廃止措置主任者は、原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督を誠実かつ、最優先に行うこ とを任務とし、次の各号に定める職務を遂行する。</p> <p>(1) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、所長へ意見具申する。 (2) 原子炉施設の廃止措置に関し保安上必要な場合は、廃止措置に従事する者へ指導・助言を行 う。</p> <p>(3) 第66条第1項の報告について、精査し、必要な指導・助言を行う。 (4) 表9-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (5) 表9-2に定める事項について、各第一課長からの報告内容等を確認する。 (6) 表9-3に示す記録の内容を確認する。 (7) その他原子炉施設の廃止措置に関し保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p><以下、省略></p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書 (2019年9月27日付原発本第100号) より削除】</p>
--	---	--

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>（構成及び定義） 第10条 本章第3節（第22条から第24条を除く。）における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第1項：施設運用上の基準 (2) 第2項：施設運用上の基準を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第3項：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合※1に要求される措置</p> <p>2 本章において、主要な用語の定義は、各条文中に定めがない場合、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第3節において「速やかに」とは、可能な限り短時間で実施するものであるが、一義的に時間を決められないものであり、意図的に遅延させることなく行うことを意味する。なお、要求される措置を実施する場合には、上記の主旨を踏まえた上で、組織的に実施する準備※2が整い次第行う活動を意味する。また、複数の「速やかに」実施することが要求される措置に規定されている場合は、いずれか1つの要求される措置を「速やかに」実施し、引き続き遅滞なく、残りの要求される措置を実施する。</p> <p>※1：施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次のいずれかをいう。 ア 第2項の確認を行ったところ、施設運用上の基準を満足していないと発電第一課当直課長が判断した場合 イ 第2項の確認を行うことができなかった場合 ウ 第2項にかかわらず施設運用上の基準を満足していないと発電第一課当直課長が判断した場合</p> <p>※2：関係者への連絡、各運転員への指示、手順の準備・確認等を行うこと。</p>	<p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

<p>補正箇所</p> <p>申請書の引添 (女海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(運転員の確保)</p> <p>第11条 発電第一課長は、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉施設の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉施設の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2 発電第一課長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり3名以上をそろえ、5直以上を編成した上で8交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、3名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>3 発電第一課当直課長は、照射済燃料移動中において第2項で定める者のうち、1名以上を常時中央制御室に確保する。</p> <p>(巡 視)</p> <p>第12条 発電第一課当直課長は、毎日1回以上、原子炉施設(アニュラス内及びび第37条第1項で定める区域を除く。)を「運転基準」に基づき巡視する。</p> <p>2 発電第一課当直課長は、「運転基準」に基づきアニュラス内及びび第37条第1項で定める区域を、関連するパラメータ等による間接的な監視を行う。なお、第37条第1項で定める区域(特に立入りが制限された区域を除く。)は一定期間毎に巡視する。</p> <p>(引 継)</p> <p>第14条 発電第一課当直課長は、その業務を次直の当直課長に引き継ぐ際には、当直課長引継簿を引き渡すとともに、施設運用状況を申し送る。</p>	<p>補正後</p> <p>(運転員の確保)</p> <p>第11条</p> <p>【第1項は、変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p> <p>2 発電第一課長は、原子炉施設の運転に当たって第1項で定める者の中から、1直当たり3名以上をそろえ、5直以上を編成した上で8交替勤務を行わせる。特別な事情がある場合を除き、連続して24時間を超える勤務を行わせてはならない。また、3名以上のうち、1名は当直課長とする。</p> <p>【第3項は、変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	---	---

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後						
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化）に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。</p>	<p>（原子炉の運転停止に関する恒久的な措置） 第15条 技術課長は、次の各号を遵守する。</p> <p>(1) 技術第一課長は、原子炉内に燃料を装荷しないこと。</p> <p>(2) 技術第二課長は、燃料移送管隔離弁を閉止・施設し、管理すること。</p> <p>(3) 技術課長は、燃料を表15-1に定める譲渡し先に搬出すること。</p> <p>2 各第一課長は、原子炉格納容器内から燃料移送管を經由して燃料以外を移送する場合、直ちに閉止できることを条件に、前項(2)を解除することができる。なお、解除する場合は、所長の承認を得て実施する。</p> <p>表15-1</p> <table border="1" data-bbox="564 1059 662 1816"> <thead> <tr> <th>種 別</th> <th>譲渡し先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料</td> <td>再処理事業者</td> </tr> <tr> <td>新燃料</td> <td>加工事業者</td> </tr> </tbody> </table>	種 別	譲渡し先	使用済燃料	再処理事業者	新燃料	加工事業者	<p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>
種 別	譲渡し先							
使用済燃料	再処理事業者							
新燃料	加工事業者							

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(地震・火災等発生時の措置)</p> <p>第16条 各第一課長は、地震・火災が発生した場合は次の措置を講じるとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設^{※1}の損傷の有無を確認する。</p> <p>(2) 原子炉施設に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼の防止に努めるとともに、火災鎮火後、維持すべき原子炉施設の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 各第一課長は、火災発生時における原子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 防災課長は、発電所から消防機関へ通報するため、専用回線を使用した通報設備を中央制御室に設置する^{※2}。</p> <p>(2) 防災課長は、初期消火活動を行う要員として、発電所において10名以上を常駐させるとともに、この要員に対する火災発生時の通報連絡体制を定める。</p> <p>(3) 防災課長は、初期消火活動を行うため、表16-1に示す化学消防自動車及び泡消火薬剤を配備する。また、初期消火活動に必要なその他資機材を定め、配備する。</p> <p>(4) 防災課長は、原子炉施設における持込物(可燃物)の管理方法を定める。</p> <p>(5) 発電第一課直課長は、第12条に定める巡視により、火災発生の有無を確認する。</p> <p>(6) 各第一課長は、最寄りの気象庁震度観測点において震度5弱以上の地震が観測された場合、地震終了後、維持すべき原子炉施設の火災発生の有無を確認するとともに、その結果を所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(7) 防災課長は、前各号に定める初期消火活動のための体制について、総合的な発電所としての訓練及び初期消火活動の結果を1年に1回以上評価するとともに、評価結果に基づき、より適切な体制となるよう必要な見直しを行う。</p> <p>3. 各第一課長は、山火事、台風、津波等の影響により、原子炉施設の保安に重大な影響を及ぼす可能性があると判断した場合は、所長、廃止措置主任者及び関係課長に連絡するとともに、必要な措置について協議する。</p> <p><以下、省略></p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	--	--

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(電源機能喪失時等の体制の整備)</p> <p>第17条 防災課長は、交流電源を供給する全ての設備の機能が喪失した場合、原子炉施設内で溢水が 発生した場合、火山現象による影響が発生するおそれがある場合又は発生した場合、重大事故^{※1}に 至るおそれがある事故若しくは重大事故が発生した場合又は大規模な自然災害又は故意による大型 航空機の衝突その他のテロリズムにより原子炉施設に大規模な損壊が生じた場合で、使用済燃料ピ ットを冷却する全ての設備の機能が喪失した場合(以下「電源機能喪失時等」という。)における原 子炉施設の保全のための活動を行う体制の整備として、以下の各号に掲げる事項を含む計画を策定 し、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な要員の配置</p> <p>(2) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行う要員に対する毎年度1回以 上の教育訓練</p> <p>(3) 電源機能喪失時等における原子炉施設の保全のための活動を行うために必要な資機材の配備</p> <p>2 発電第一課長及び保修第一課長は、前項の計画に基づき電源機能喪失時等における原子炉施設 の保全のための活動を行う体制の整備として必要な手順を定める。</p> <p>3 発電第一課長及び保修第一課長は、第1項の計画に基づき、電源機能喪失時等における原子炉施 設の保全のための活動を実施するとともに、第1項(1)の要員に第2項の手順を遵守させる。</p> <p>4 防災課長は、第3項に定める事項について定期的に評価を行うとともに、評価の結果に基づき必 要な措置を講じ、所長に報告する。</p> <p>※1：重大事故とは、実用炉規則第4条に掲げる「核燃料物質貯蔵設備に貯蔵する燃料体又は使用済 燃料の著しい損傷」をいう(以下、本条において同じ)。</p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	--	--

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化）に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。</p> <p>・第19条第3項は補正なし</p>	<p>(安全貯蔵措置) 第18条 安全管理第一課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵*1の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</p> <p>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉本体等の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>(工事の計画及び実施) 第19条 技術第一課長、安全管理第一課長、保修第一課長及び土木建築課長は、廃止措置計画に基づく工事をを行う場合、以下の必要なプロセスを実施する。</p> <p>(1) 工事計画 (2) 設計管理 (3) 調達管理 (4) 工事管理</p> <p>2 技術第一課長、安全管理第一課長、保修第一課長及び土木建築課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、3号炉及び4号炉の原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 技術第一課長、安全管理第一課長、保修第一課長及び土木建築課長は、1号炉の工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。 また、2号炉の工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、1号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>4 技術第一課長、安全管理第一課長、保修第一課長及び土木建築課長は、廃止措置計画に基づく工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえた、次の各号に掲げる必要な安全確保対策を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>5 技術第一課長、安全管理第一課長、保修第一課長及び土木建築課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：廃止措置計画に基づく工事は、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第50条で定める限対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>(安全貯蔵措置) 第18条 各課長は、廃止措置計画に基づく安全貯蔵*1の対象範囲について、安全貯蔵期間中に講じる措置を定める。</p> <p>※1：安全貯蔵とは、放射能レベルが比較的高い原子炉本体等の解体撤去工事を実施する前に、放射線業務従事者の被ばく線量を合理的に達成可能な限り低減するため、残存放射能の時間的減衰を図ることをいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>(工事の計画及び実施) 第19条 【第1項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>2 各課長は、工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、3号炉及び4号炉の原子炉施設に影響を与えないことを確認する。</p> <p>3 技術第一課長、安全管理第一課長、保修第一課長及び土木建築課長は、1号炉の工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、2号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。 また、2号炉の工事計画を策定するに当たり、工事の内容が、1号炉の廃止措置に必要な機能に影響を与えないことを確認する。</p> <p>4 各課長は、廃止措置計画に基づく工事を実施するに当たり、廃止措置計画を踏まえた、次の各号に掲げる必要な安全確保対策を講じる。</p> <p>(1) 放射性物質の漏えい及び拡散防止対策 (2) 被ばく低減対策 (3) 事故防止対策</p> <p>5 各課長は、工事の結果について記録する。</p> <p>※1：廃止措置計画に基づく工事は、核燃料物質による汚染の除去工事、汚染状況の調査及びその他第50条で定める限対象範囲以外の設備の解体撤去工事をいう（以下、本条において同じ）。</p> <p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

補正箇所

申請書の別添
(玄海原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

- 記載の適正化(注語の明確化)
に伴う変更については、別
途、変更認可申請を行う。

補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)

(使用済燃料ピットの水位及び水温)

第 21 条 使用済燃料ピットに使用済燃料が貯蔵されている期間において、使用済燃料ピットは、表 21-1 で定める事項を施設運用上の基準とする。

2 使用済燃料ピットが前項で定める施設運用上の基準を満足していることを確認するため、次号を実施する。

- 発電第一課当直課長は、1 週間に 1 回、使用済燃料ピットの水位及び水温を確認する。
- 発電第一課当直課長は、使用済燃料ピットが第 1 項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合、表 21-3 の措置を講じるとともに、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する必要がある場合は、保修第二課長に通知する。通知を受けた保修第二課長は、同表の措置を講じる。

表 21-1

項 目	施設運用上の基準
使用済燃料ピット	水位 ^{※1} 及び水温が表 21-2 で定める基準値内にあること

※1：照射済燃料の移動を行っていない場合は、施設運用上の基準を適用しない。

表 21-2

項 目	基 準 値
水位	EL+10.90m 以上
水温	65℃以下

表 21-3

条 件	要求される措置	完了時間
A. 使用済燃料ピットの水位が基準値を満足していない場合 及び A. 2	A. 1 発電第一課当直課長は、使用済燃料ピットの水位を基準値内に回復させるための措置を開始する。 A. 2 保修第一課長は、使用済燃料ピットでの照射済燃料の移動を中止する ^{※2} 。	速やかに
B. 使用済燃料ピットの水温が基準値を満足していない場合	B. 1 発電第一課当直課長は、使用済燃料ピットの水温を基準値内に回復させるための措置を開始する。	速やかに

※2：移動中の燃料を所定の位置に移動することを妨げるものではない。

補正後

【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】

補正後

【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】

補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）

(施設運用上の基準の確認)
 第22条 発電第一課当直課長は、施設運用上の基準を満足していることを第3節第21条の第2項(以下、各条において「本章第2項」という。)で定める事項により確認する。
 2 本章第2項で定める頻度に関して、その確認の間隔は、表22-1に定める範囲内で延長することができる。ただし、確認回数(低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定める頻度以上で実施することを妨げるものではない)。
 3 発電第一課当直課長は、本章第2項で定める頻度による確認が実施できなかつた場合は、施設運用上の基準を満足していないと判断する。ただし、その発見時点から、速やかに当該事項の確認を実施し、施設運用上の基準を満足していることを確認することができれば、第3節第21条の第3項で定める要求される措置を開始する必要はない。
 4 発電第一課当直課長は、本章第2項で定める事項が実施され、かつその結果が施設運用上の基準を満足している場合は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間、施設運用上の基準が満足していないとはみなさない。ただし、第23条で施設運用上の基準を満足していないと判断した場合を除く。

表22-1

頻度	備考
本章第2項で定める頻度	延長できる時間
1週間に1回	2日
	1週間=7日
	日単位の間隔で確認する。

補正箇所

申請書の別添
 (玄海原子力発電所原子炉
 施設保安規定変更前後
 比較表の変更後欄)
 ・記載の適正化(注語の明確化)
 に伴う変更については、別
 途、変更認可申請を行う。

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>（施設運用上の基準を満足しない場合）</p> <p>第23条 施設運用上の基準を満足しない場合は、発電第一課当直課長が第3節第21条の第1項で定める施設運用上の基準を満足していないと判断した場合をいう。なお、発電第一課当直課長は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2 発電第一課当直課長は、本章第2項で定める事項が実施されていない期間においても、施設運用上の基準に係る事象が発見された場合は、施設運用上の基準を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3 発電第一課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した時点から、要求される措置を開始する。</p> <p>4 発電第一課当直課長は、施設運用上の基準を満足していない期間は、本章第2項で定める事項を実施する必要はない。ただし、本章第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、施設運用上の基準を満足していると判断した後、速やかに実施するものとする。</p> <p>5 施設運用上の基準を満足しているとは判断するに当たり、本章第2項で定める事項の一部又は全部を実施した場合は、これを本章第2項で定める事項の一部又は全部に代えることができる。</p> <p>6 発電第一課当直課長は施設運用上の基準を満足しない場合となつた後において、当該施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、廃止措置主任者に報告する。</p> <p>7 要求される措置を実施するに当たり、緊急を要する場合は、発電第一課当直課長は、発電第一課長の所管事項であっても、この要求される措置を実施することができる。なお、この場合、その結果を発電第一課長に連絡する。</p>	<p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>
	<p>（施設運用上の基準に関する記録）</p> <p>第24条 発電第一課当直課長は、施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、次の各号を当直課長引継簿等に記録する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合は、当該施設運用上の基準及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保修作業を含む。）</p> <p>(3) 施設運用上の基準を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p>	<p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化）に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。</p> <p>・第25条第3項は補正なし</p>	<p>（新燃料の運搬） 第25条 保修第一課長は、新燃料輸送容器から新燃料を取り出す場合は、補助建屋クレームン、新燃料エレベーター、使用済燃料ピットクレームンのうちから必要な燃料取扱設備を使用する。</p> <p>2 技術第一課長及び保修第一課長は、発電所内において、新燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、新燃料輸送容器に収納すること。</p> <p>(1) 保修第一課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修第一課長は、補助建屋クレームン、新燃料エレベーター、使用済燃料ピットクレームンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(3) 技術第一課長は、新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3 保修第一課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を陰染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 取り扱う数量を燃料集合体1体ごとかつその1体分の燃料棒に制限すること。</p> <p>(2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納すること。</p> <p>4 技術第一課長及び保修第一課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修第一課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修第一課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術第一課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>5 技術第一課長は、第4項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 技術第一課長は、管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、管理区域内で第36条第1項(1)に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7 技術第一課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>（新燃料の貯蔵） 第26条 技術第一課長及び保修第一課長は、新燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第一課長は、新燃料貯蔵庫又は使用済燃料ピット（以下「貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術第一課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>(3) 保修第一課長は、補助建屋クレームン、新燃料エレベーター、使用済燃料ピットクレームンのうちから必要な燃料取扱設備を使用すること。</p> <p>(4) 技術第一課長は、貯蔵施設において新燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>(5) 技術第一課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p>	<p>（新燃料の運搬） 第25条 【第1項及び第2項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>3 保修第一課長は、発電所内において、新燃料から燃料棒を引き抜き、燃料棒表面を陰染し、燃料集合体形状への再組立てを行う場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 取り扱う数量を燃料集合体1体ごとかつその1体分の燃料棒に制限すること。</p> <p>(2) 燃料集合体形状への再組立てを行った新燃料は、新燃料輸送容器に収納すること。</p> <p>4 各課長は、発電所内において、新燃料を収納した新燃料輸送容器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</p> <p>(2) 保修課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 技術課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>5 技術課長は、第4項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと及び容器等の表面の放射性物質の密度（以下「表面汚染密度」という。）が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認を省略できる。</p> <p>6 技術課長は、管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に新燃料を収納した新燃料輸送容器を移動する場合は、管理区域内で第36条第1項(1)に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>7 技術課長は、新燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>（新燃料の貯蔵） 第26条 【第1項及び(1)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>(2) 技術課長は、貯蔵施設の目につきやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の者がみだりに立ち入りできない措置を講じること。</p> <p>【(3)及び(4)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>(5) 技術課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後												
<p>申請書の別添 （茨海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 添、変更認可申請を行う。</p>	<p>（使用済燃料の貯蔵） 第27条 技術第一課長及び保修第一課長は、使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 技術第一課長は、使用済燃料を表27-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術第一課長は、使用済燃料ピットの目につききやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の方がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>(3) 保修第一課長は、使用済燃料ピットクレーンを使用すること。</p> <p>(4) 技術第一課長は、使用済燃料ピットにおいて燃料が臨界に達しない措置が講じられていることを確認すること。</p> <p>(5) 技術第一課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="655 1245 730 1816"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、4号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、4号炉※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：4号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第1編第96条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、4号炉※1	2号炉	2号炉、4号炉※1	<p>（使用済燃料の貯蔵） 第27条 【第1項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>(1) 技術課長は、使用済燃料を表27-1に定める使用済燃料ピットに貯蔵すること。</p> <p>(2) 技術課長は、使用済燃料ピットの目につききやすい箇所に燃料貯蔵施設である旨及び貯蔵上の注意事項を掲示すること。また、施設等により取扱者以外の方がみだりに立ち入りできない措置を講ずること。</p> <p>【(3)及び(4)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>(5) 技術課長は、使用済燃料ピット内で燃料の配置変更を行う場合は、燃料が臨界に達しないことがあらかじめ評価されていることを確認すること。</p> <p>表27-1</p> <table border="1" data-bbox="655 344 730 916"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料ピット</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉、4号炉※1</td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉、4号炉※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：4号炉使用済燃料ピットへの貯蔵については、第1編第96条にて実施</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット	1号炉	1号炉、4号炉※1	2号炉	2号炉、4号炉※1
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット													
1号炉	1号炉、4号炉※1													
2号炉	2号炉、4号炉※1													
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料ピット													
1号炉	1号炉、4号炉※1													
2号炉	2号炉、4号炉※1													

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>（使用済燃料の運搬） 第28条 保修第一課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにお いて、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用する。</p> <p>2 技務第一課長及び保修第一課長は、発電所内において、使用済燃料を運搬する場合は、次の事項 を遵守し、キャスクピットにおいて、使用済燃料輸送容器に収納する。</p> <p>(1) 保修第一課長は、法令に適合する容器を使用すること。</p> <p>(2) 保修第一課長は、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用すること。</p> <p>(3) 技務第一課長は、使用済燃料が臨界に達しない措置を講ずること。</p> <p>(4) 技務第一課長は、収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合して いることを確認すること。</p> <p>3 技務第一課長及び保修第一課長は、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料輸送容 器を管理区域外に運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 保修第一課長は、容器の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措 置を講ずること。</p> <p>(2) 保修第一課長は、法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(3) 保修第一課長は、運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車 両の立入りを制限するとともに、必要な箇所に見張人を配置すること。</p> <p>(4) 保修第一課長は、車両を徐行させること。</p> <p>(5) 保修第一課長は、核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、 保安のために必要な監督を行わせること。</p> <p>(6) 技務第一課長は、容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>4 技務第一課長は、第3項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていない こと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面汚染密度の10分の1を超えていないことを確 認する。ただし、第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度について確認 を省略できる。</p> <p>5 技務第一課長は、管理区域内で第36条第1項(1)に定める区域に使用済燃料を収納した使用済燃 料輸送容器を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を 超えていないことを確認する。</p> <p>6 技務第一課長は、使用済燃料を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>（使用済燃料の運搬） 第28条 保修課長は、使用済燃料輸送容器から使用済燃料を取り出す場合は、キャスクピットにおい て、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用する。</p> <p>2 【第2項及び(1)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>(2) 保修課長は、使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを使用すること。</p> <p>【(3)及び(4)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>【第3項から第6項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の引添 (玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化）に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第29条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液（洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電第一課長が同化装置でドラム缶に同型化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第三課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電第一課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に同型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 使用済樹脂処理装置による脱塩塔使用済樹脂の処理に伴い発生した処理済樹脂及び廃液のうち、処理済樹脂については、(6)イに基づき処理した上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。廃液については、安全管理第一課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は同化装置でドラム缶に同型化した上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(4) 蒸気発生器取替に伴い取り外した蒸気発生器等及び原子炉容器上部ふた取替に伴い取り外した原子炉容器上部ふた等は、保修第一課長が汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第一課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>また、炉内構造物取替に伴い取り外した炉内構造物等は、保修第一課長が遮へい機能を有する銅製の保管容器に収納した上で、安全管理第一課長が蒸気発生器保管庫に保管する。</p> <p>(5) 原子炉内で照射された使用済制御棒等は、技術第二課長が使用済燃料ピットに貯蔵する。</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 同型化する場合は、発電第二課長が同化装置で同型化する。</p> <p>エ 圧縮減容する場合は、安全管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>オ 溶融処理する場合は、発電第二課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>(7) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、保修第一課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>2 安全管理課長は、第1項において封入又は同型化したドラム缶等の容器には、放射性廃棄物を示す標識を付け、かつ、表65-1の放射性固体廃棄物に係る記録と照合できる整理番号を付ける。</p> <p>3 技術第一課長、安全管理第一課長及び発電第一課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 安全管理第二課長は、蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>(2) 発電第二課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済樹脂の貯蔵状況を確認するために、1日に1回、使用済樹脂貯蔵タンクの水位を確認する。</p> <p>また、安全管理第一課長は、使用済樹脂貯蔵タンクにおける使用済樹脂の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p> <p>(3) 技術第二課長は、使用済燃料ピットにおける原子炉内で照射された使用済制御棒等の貯蔵量を3か月に1回、確認する。</p>	<p>(放射性固体廃棄物の管理)</p> <p>第29条 各課長は、次に定める放射性固体廃棄物の種類に応じて、それぞれ定められた処理を施した上で、当該の廃棄施設等に貯蔵*1又は保管する。</p> <p>(1) 濃縮廃液（洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は除く。）及び薬品ドレンは、発電課長が同化装置でドラム缶に同型化し、安全管理第二課長が固体廃棄物貯蔵庫（以下「貯蔵庫」という。）に保管する。洗淨排水処理装置から発生した濃縮廃液は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理し、安全管理第三課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(2) 脱塩塔使用済樹脂は、発電課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵する。ドラム缶に同型化された脱塩塔使用済樹脂は、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>(3) 使用済樹脂処理装置による脱塩塔使用済樹脂の処理に伴い発生した処理済樹脂及び廃液のうち、処理済樹脂については、(6)イに基づき処理した上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。廃液については、発電課長が液体廃棄物処理設備で処理、又は同化装置でドラム缶に同型化した上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>【(4)及び(5)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>(6) その他の雑固体廃棄物は、各課長がドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>なお、ドラム缶等の容器に封入するに当たっては、以下の処理を行うことができる。</p> <p>ア 焼却処理する場合は、発電第二課長が雑固体焼却設備で焼却処理する。</p> <p>イ 燃焼処理する場合は、発電第二課長が燃焼式雑固体廃棄物減容処理設備で燃焼処理する。</p> <p>ウ 同型化する場合は、発電第二課長が同化装置で同型化する。</p> <p>エ 圧縮減容する場合は、安全管理課長がペイラで圧縮減容する。</p> <p>オ 溶融処理する場合は、発電課長が雑固体溶融処理設備で溶融処理する。</p> <p>(7) 汚染の除去に伴い発生する使用済樹脂は、保修課長が使用済樹脂貯蔵タンクに貯蔵又はドラム缶等の容器に封入すること等により汚染の広がりを防止する措置を講じた上で、安全管理第二課長が貯蔵庫に保管する。</p> <p>【第2項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>3 各課長は、次の事項を確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 安全管理課長は、蒸気発生器保管庫における蒸気発生器等、原子炉容器上部ふた及び炉内構造物等の保管状況を確認するために、1週間に1回、蒸気発生器保管庫を巡視するとともに、3か月に1回、保管量を確認する。</p> <p>【(2)及び(3)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>第29条（放射性固体廃棄物の管理） 続き</p> <p>4 安全管理第一課長は、蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>5 保修第二課長は、管理区域外に放射性固体廃棄物を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 法令に適合する容器に封入して運搬すること。ただし、放射性固体廃棄物の放射能濃度が法令に定め る限度を超えない場合であつて、法令に定める障害防止の措置を講じた場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 容器等の車両への積付けに際し、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講ずること。</p> <p>(3) 法令に定める危険物と混載しないこと。</p> <p>(4) 容器等の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</p> <p>6 安全管理第一課長は、第5項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えていないこと、 及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。ただし、 第36条第1項(1)に定める区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確認を省略できる。</p> <p>7 安全管理第一課長は、技術第二課長、発電第一課長及び保修第一課長が管理区域内で第36条第1項(1)に 定める区域に放射性固体廃棄物を移動する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の 10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>8 安全管理第一課長は、放射性固体廃棄物を発電所外に廃棄する場合は、所長の承認を得る。</p> <p>※1：貯蔵とは、保管の前段階のもので、廃棄とは異なるものをいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>第29条（放射性固体廃棄物の管理） 続き</p> <p>4 安全管理第一課長は、蒸気発生器保管庫の目につきやすい場所に管理上の注意事項を掲示する。</p> <p>【第5項から第8項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(事故由来放射性物質の降下物の影響確認) 第30条 安全管理第一課長は、原子炉等規制法及び電気事業法に基づく工事計画(変更)認可申請書に記載されている設備・機器等(以下「設備・機器等」という。)について、東京電力株式会社福島第一原子力発電所事故由来の放射性物質の降下物(以下「降下物」という。)の影響の有無を確認する場合は、適切な測定方法により、降下物の分布調査を行う。</p> <p>2 各第一課長は、第1項の確認の結果、理論検出限界曲線の検出限界値未満でなかった場合、設備・機器等を廃棄又は資源として有効利用しようとする際には、降下物により汚染されたものとして発電所内で適切に管理する。</p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	--	--

補正箇所

申請書の別添
(玄海原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

- ・記載の適正化(注語の明確化)
に伴う変更については、別
添、変更認可申請を行う。

補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)

(放射性液体廃棄物の管理)

第31条 発電第一課長は、放射性液体廃棄物を放出する場合は、安全管理第一課長の管理の下、復水器冷却水放水路より放出する。

2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。

(1) 放射性液体廃棄物の放出による復水器冷却水放水路排水中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における水中の濃度限度を超えないこと。

(2) 復水器冷却水放水路排水中の放射性物質(トリチウムを除く。)の放出量が表31-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。

3 安全管理第一課長は、復水器冷却水放水路排水中のトリチウムの放出量が表31-2に定める放出管理の基準値を超えないように努める。

4 安全管理第二課長は、表31-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。

表31-1

項目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10^{10} Bq/年 ^{※1}

表31-2

項目	放出管理の基準値
トリチウム	1.4×10^{14} Bq/年 ^{※1}

※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計

表31-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度		試料採取箇所
			放射線濃度 (主要ガンマ線放出核種)	放出の都度	
放射性液体 廃棄物	放射線濃度	試料放射能測定装置	放出の都度	放出の都度	試料採取箇所 ・廃液蒸留水タンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1か月に1回	1か月に1回	

補正後

(放射性液体廃棄物の管理)

第31条

【第1項から第4項は、変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】

表31-1

項目	放出管理目標値
放射性液体廃棄物 (トリチウムを除く。)	7.5×10^{10} Bq/年 ^{※1}

表31-2

項目	放出管理の基準値
トリチウム	1.4×10^{14} Bq/年 ^{※1}

※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計

表31-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度		試料採取箇所
			放射線濃度 (主要ガンマ線放出核種)	放出の都度	
放射性液体 廃棄物	放射線濃度	試料放射能測定装置	放出の都度	放出の都度	試料採取箇所 ・廃液蒸留水タンク
	トリチウム濃度	試料放射能測定装置	1か月に1回	1か月に1回	

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後								
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 添、変更認可申請を行う。</p> <p>・第4項は補正なし</p> <p>・表32-1は補正なし</p>	<p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第32条 発電第二課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理第一課長の管理の下、表32-2に示す排気筒より放出する。</p> <p>2 安全管理第二課長は、次の事項を管理する。</p> <p>(1) 排気筒からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3か月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒からの放射性物質の放出量が表32-1に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>3 安全管理第一課長は、表32-2に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>4 表32-2に示す排気筒以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第36条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>(1) 作業の拡散防止措置を行う。</p> <p>(2) 安全管理第一課長は、表32-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。ただし、換気によって放出される空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれがない場合は、この限りでない。</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="842 1373 938 1816"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年*1 3.0×10¹⁰ Bq/年*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年*1 3.0×10 ¹⁰ Bq/年*1	<p>（放射性気体廃棄物の管理）</p> <p>第32条 発電課長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、安全管理課長の管理の下、表32-2に示す排気筒より放出する。</p> <p>【第2項及び第3項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>4 表32-2に示す排気筒以外の場所において換気を行う場合は、次の事項を行う。ただし、第36条第1項(1)に定める区域における換気は、この限りでない。</p> <p>【(1)及び(2)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>表32-1</p> <table border="1" data-bbox="842 477 938 920"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>放出管理目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>放射性気体廃棄物希ガス よう素131</td> <td>1.0×10¹⁵ Bq/年*1 3.0×10¹⁰ Bq/年*1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉、2号炉、3号炉及び4号炉の合計</p>	項目	放出管理目標値	放射性気体廃棄物希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年*1 3.0×10 ¹⁰ Bq/年*1
項目	放出管理目標値									
放射性気体廃棄物希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年*1 3.0×10 ¹⁰ Bq/年*1									
項目	放出管理目標値									
放射性気体廃棄物希ガス よう素131	1.0×10 ¹⁵ Bq/年*1 3.0×10 ¹⁰ Bq/年*1									

補正箇所

申請書の別添
(玄海原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

・記載の適正化(注語の明確化)
に伴う変更については、別
途、変更認可申請を行う。

補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)

第32条 (放射性気体廃棄物の管理) 続き

表 32-2

分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性 気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電第一課 長
	排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に 1回	
	雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に 1回	発電第一課 長

・表 32-3 は補正なし

表 32-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 ^{※2}	作業の所管 課長

※2：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

補正後

第32条 (放射性気体廃棄物の管理) 続き

表 32-2

分類	排気筒	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
放射性 気体 廃棄物	排気筒	希ガス濃度	排気筒モニタ	常時	発電課長
	排気筒	よう素131濃度 粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に 1回	
	雑固体焼却炉建屋 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	1週間に 1回	発電課長

表 32-3

分類	測定項目	計測器種類	測定頻度	放出操作 担当課長
その他作業等に伴う換気 排気筒	粒子状物質濃度 (主要ガンマ線 放出核種)	試料放射能 測定装置	作業の都度 ^{※2}	作業の所管 課長

※2：作業が1週間を超える場合は1週間に1回測定する。

補正箇所

申請書の別添

(玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

- 記載の適正化(注語の明確化)に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。

補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)

(放出管理用計測器の管理)

第33条 安全管理第一課長及び保修第一課長は、表33-1に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表33-1

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	保修第一課長	2台
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	2台
	排気筒モニタ	保修第一課長	4台
	試料放射能測定装置	安全管理第一課長	1台 ^{※1}

※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表45-1の試料放射能測定装置と共用

補正後

(放出管理用計測器の管理)

第33条

【第1項は、変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】

表33-1

分類	計測器種類	担当課長	数量
放射性液体廃棄物 放出管理用計測器	廃棄物処理設備排水モニタ	保修課長	2台
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	試料放射能測定装置	安全管理課長	2台
	排気筒モニタ	保修課長	4台
	試料放射能測定装置	安全管理課長	1台 ^{※1}

※1：放射性液体廃棄物放出管理用計測器及び表45-1の試料放射能測定装置と共用

補正後

補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)

申請書の別添
(玄海原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

【変更認可申請書 (2019年9月27日付原発本第100号) より削除】

- (管理区域の設定・解除)
第35条 管理区域は、添付1に示す区域とする。
- 安全管理第一課長は、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによつて明らかに他の場所と区別する。
 - 安全管理第一課長は、管理区域を解除する場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。
 - 安全管理第一課長は、添付1における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表35-1に示す作業を行う場合は、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができ、設定又は解除に当たっては、安全管理第一課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第一課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
 - 安全管理第一課長は、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除に当たつて、安全管理第一課長は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第一課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。
 - 安全管理第一課長は、第5項にかかわらず、緊急を要する場合は、管理区域を設定することができる。設定に当たつて、安全管理第一課長は、法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。
 - 安全管理第一課長は、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、安全管理第一課長は、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。

表 35-1

タンク点検等	監視カメラ点検等
ポンプ点検等	扉・シャッター修理他作業
バルブ点検等	清掃作業
配管点検等	建物補修
ケーブル点検等	搬出入作業
空調点検等	物品の仮置
計測器種点検等	燃料取替用水タンク水の回収作業

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(管理区域内における区域区分) 第36条 安全管理第一課長は、管理区域を次のとおり区分することができる。 (1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。) (2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域とする。 2 汚染のおそれのない管理区域は、添付1に示す区域とする。 3 安全管理第一課長は、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、安全管理第一課長は、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。 4 安全管理第二課長は、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)に定める区域が隣接する場合は、第1項(2)に定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書 (2019年9月27日付原発本第100号) より削除】</p>
	<p>(管理区域内における特別措置) 第37条 安全管理第一課長は、管理区域のうち次の基準を超えることを確認した場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施設等の措置を講じる。なお、作業による場合は所管課長に指示する。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。 (1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト (2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、其他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が法令に定める管理区域に係る値の10倍 2 各課(室、センター)長は、第1項の区域内で作業を行う場合は、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、安全管理第一課長の承認を得る。 3 各課(室、センター)長は、汚染の広がりを防止するため、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p>	<p>【変更認可申請書 (2019年9月27日付原発本第100号) より削除】</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>（管理区域への出入管理） 第38条 安全管理第一課長は、次に示す立入者の区分により、管理区域への立入許可に係る事項を定め、所長の承認を得る。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 放射線業務従事者：業務上管理区域に立ち入る者 (2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理区域に一時的に立ち入る者 2 安全管理第二課長は、第1項に基づき管理区域に立ち入る者に対して許可を与える。 3 安全管理第二課長は、第2項にて許可していない者を管理区域に立ち入らせない措置を講じる。 4 安全管理第二課長は、管理区域の出入管理室において、人の出入り等を監視する。 5 安全管理第二課長は、第4項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。 6 安全管理第二課長は、管理区域から退出する者又は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は、この限りでない。 <p>（管理区域出入者の遵守事項） 第39条 安全管理第一課長は、管理区域に出入りする所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 出入管理室を経由すること。ただし、安全管理第二課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (2) 管理区域に立ち入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって安全管理第一課長の指示に従う場合は、この限りでない。 (3) 管理区域に立ち入る場合は、所定の被服を着用すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域に立ち入る場合は安全管理第一課長の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。 (4) 第37条第1項(2)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣や持ち出す物の養生等を行うこと。 (5) 管理区域から退出する場合は管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に移動する場合は身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、汚染のおそれのない管理区域から退出する場合は第38条第6項に基づく安全管理第一課長の指示に従う場合は、この限りでない。 (6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。 	<p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後						
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>（線量の評価） 第42条 安全管理第一課長は、所員の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表42-1に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表42-1</p> <table border="1" data-bbox="411 1326 483 1816"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3か月に1回※1</td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3か月に1回※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあっては、1か月に1回とする。</p> <p>（床・壁等の除染） 第43条 各課（室、センター）長は、法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合は、安全管理第一課長に連絡するとともに、汚染拡大防止のため区画等の応急措置を講じる。</p> <p>2 第1項の汚染に係る作業の所管課長は、汚染状況等について安全管理第一課長の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上必要な措置を講じる。</p> <p>3 第2項の所管課長は、その措置結果について、安全管理第一課長の確認を得る。</p>	項目	頻度	外部被ばくによる線量	3か月に1回※1	内部被ばくによる線量	3か月に1回※1	<p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>【変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>
項目	頻度							
外部被ばくによる線量	3か月に1回※1							
内部被ばくによる線量	3か月に1回※1							

補正箇所

申請書の別添

(玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄)

- 記載の適正化(注語の明確化)に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。

補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)

(放射線計測器類の管理)

第45条 安全管理課長及び保修課長は、表45-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表45-1

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボロマイケウンタ	安全管理第二課長	1台 ^{※1}
	線量当量率測定用 ^{※1} ホーク		3台
	汚染密度測定用 ^{※1} ホーク	安全管理第一課長	3台
	退出モニタ		2台
放射線監視用計測器	試料放射能測定装置	保修第二課長	3台 ^{※2}
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}
	モニタリングポスト	保修第一課長	2台 ^{※1}
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}
環境放射能用計測器	エリアモニタ	安全管理第二課長	7台
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		1台 ^{※1} 1台 ^{※1}

※1：第1編表113-1の計測器と共用

※2：1台は表33-1の試料放射能測定装置と共用

補正後

(放射線計測器類の管理)

第45条 安全管理課長及び保修課長は、表45-1に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。

表45-1

分類	計測器種類	担当課長	数量
被ばく管理用計測器 放射線管理用計測器	ホールボロマイケウンタ	安全管理課長	1台 ^{※1}
	線量当量率測定用 ^{※1} ホーク		3台
	汚染密度測定用 ^{※1} ホーク	安全管理課長	3台
	退出モニタ		2台
放射線監視用計測器	試料放射能測定装置	保修課長	3台 ^{※2}
	積算線量計測定装置		1台 ^{※1}
	モニタリングポスト	保修課長	2台 ^{※1}
	モニタリングステーション		1台 ^{※1}
環境放射能用計測器	エリアモニタ	安全管理第二課長	7台
	試料放射能測定装置 積算線量計測定装置		1台 ^{※1} 1台 ^{※1}

※1：第1編表113-1の計測器と共用

※2：1台は表33-1の試料放射能測定装置と共用

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(管理区域外等への搬出及び運搬) 第46条 安全管理第一課長は、各課(室、センター)長が管理区域外に搬出する物品又は管理区域内 で汚染のおそれのない管理区域に移動する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10 分の1を超えていないことを確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から搬出される場合 は、この限りでない。</p> <p>2 各課長は、管理区域外に核燃料物質等(第25条、第28条及び第29条に定めるものを除く。以下、 本条において同じ。)を運搬する場合又は船舶輸送に伴い車両によって運搬する場合は、第29条第 5項を準用する。</p> <p>3 安全管理第一課長は、第2項の運搬において、容器等の線量当量率が法令に定める値を超えてい ないこと及び容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを 確認する。ただし、汚染のおそれのない管理区域から運搬する場合は、表面汚染密度についての確 認を省略できる。</p> <p>4 安全管理第一課長は、各課長が管理区域内で汚染のおそれのない管理区域に核燃料物質等を移動 する場合は、容器等の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを 確認する。</p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	--	--

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(請負会社の放射線防護)</p> <p>第48条 安全管理第一課長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理区域出入者の遵守事項</p> <p>ア 出入方法に関すること</p> <p>イ 個人線量計の着用に関すること</p> <p>ウ 所定の被服の着用に関すること</p> <p>エ 汚染拡大防止措置に関すること</p> <p>オ 管理区域内での飲食及び喫煙に関すること</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関すること</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関すること</p> <p>2 各課長(当直課長を除く)、防護管理課長及び訓練センター所長は、管理区域内で作業を行う請負会社に対して、第1項で定めた必要な事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	---	--

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 添、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(溶接事業者検査の実施)</p> <p>第50条の2 所長は、溶接事業者検査(以下、本条において「検査」という。)に係る責任を有し、検査に必要な実施手順及び実施体制を定める。</p> <p>2 保修第一課長は、前項に基づき次の各号の実施体制を確立し、適切に検査を実施する。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 検査の実施に係る組織を構築する。 (2) 検査の手順を適用法規に従い定める。 (3) 検査の実施に係る工程が管理された状態にあることを確認する。 (4) 検査に協力する事業者に対して管理を行う。 (5) 検査に係る記録を管理する。 (6) 検査に係る要員の教育訓練を行う。 	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	---	--

補正箇所	補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)	補正後
<p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>(原子力防災資機材等の整備)</p> <p>第54条 各第一課長(土木建築課長、発電第一課長及び発電第一課当直課長を除く。)、総務課長、技 術第二課長及び安全管理第二課長は、原子力防災組織の活動に必要な放射線障害防護用器具、非常 用通信機器等を定めるに当たり、所長の承認を得る。</p> <p>(通 報)</p> <p>第57条 各第一課(室、センター)長は、警戒事象が発生した場合、又は特定事象等が発生した場合 は、第55条に定める経路に従って所長に報告する。</p> <p>2 所長は、警戒事象の発生、又は特定事象等の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場 合は、第55条に定める経路に従って社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</p>	<p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p> <p>(通 報)</p> <p>第57条 各課長は、警戒事象が発生した場合、又は特定事象等が発生した場合、第55条に定める 経路に従って所長に報告する。</p> <p>2 所長は、警戒事象の発生、又は特定事象等の発生について報告を受け、若しくは自ら発見した場 合は、第55条に定める経路に従って社内及び社外関係機関に連絡又は通報する。</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化） に伴う変更については、別 添、変更認可申請を行う。</p> <p>・(4)は補正なし</p>	<p>(所員への保安教育) 第 63 条 各第一課（室、センター）長は、「教育訓練基準」に基づき、次に定める事項を実施する。</p> <p>(1) 原子力訓練センター所長は、毎年度、原子炉施設の運転、管理及び廃止措置を行う所員への保安教育の実施計画を表 63-1、表 63-2 及び表 63-3 の実施方針に基づいて作成し、廃止措置主任者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(2) 原子力訓練センター所長は、(1)の保安教育の実施計画の策定に当たり、第 7 条第 2 項に基づき運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各第一課（室、センター）長は、具体的な保安教育の内容を定め、これに基づき、(1)の保安教育の実施計画に従い、保安教育を実施する。</p> <p>ただし、各第一課（室、センター）長が、「教育訓練基準」に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有していると認めたと者は、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度ごとに(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>(5) 原子力訓練センター所長は、具体的な保安教育の内容の見直し頻度を定め、これに基づき、各第一課（室、センター）長は、(3)の具体的な保安教育の内容の見直しを行う。</p>	<p>(所員への保安教育) 第 63 条</p> <p>【第 1 項及び(1)から(3)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>(4) 原子力訓練センター所長は、年度ごとに(3)の実施結果を取りまとめ所長に報告する。</p> <p>【(5)は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p>

補正箇所	補正前（2019年9月27日付 原発本第100号）	補正後
<p>申請書の別添 （玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更前後比較表の変更後欄）</p> <p>・記載の適正化（注語の明確化）に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。</p>	<p>（請負会社従業員への保安教育）</p> <p>第64条 各第一課長（発電第一課当直課長を除く。）、原子力訓練センター所長、防護管理課長及び総務課長は、原子炉施設に関する作業を請負会社が行う場合は、当該請負会社従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が表64-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2 各第一課長（発電第一課当直課長を除く。）、防護管理課長及び安全管理第二課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表64-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3 各第一課長（安全管理第一課長及び発電第一課当直課長を除く。）は、原子炉施設に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、表63-1、表63-2及び表63-3の実施方針のうち「放射性廃棄物処理設備の業務に関する者」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関する者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関する者」に準じる保安教育の実施計画を定め、所長の承認を得る。</p> <p>4 各第一課長（安全管理第一課長及び発電第一課当直課長を除く。）は、第3項の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※1：燃料の運搬又は貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを用いた燃料の運搬又は貯蔵をいう（以下、本条において同じ）。</p>	<p>（請負会社従業員への保安教育）</p> <p>第64条</p> <p>【第1項は、変更認可申請書（2019年9月27日付原発本第100号）より削除】</p> <p>2 各課長は、原子炉施設に関する作業のうち、管理区域内における業務を請負会社が行う場合は、当該業務に従事する請負会社従業員に対し、安全上必要な教育が表64-1の実施方針に基づいて実施されていることを確認する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3 各課長は、原子炉施設に関する業務の補助、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助又は燃料の運搬又は貯蔵^{※1}に関する業務の補助を請負会社に行わせる場合は、「放射性廃棄物処理設備の業務に関する者」、「放射性廃棄物処理設備の業務に関する者」、「燃料の運搬又は貯蔵の業務に関する者」に準じる保安教育の実施計画を定め、所長の承認を得る。</p> <p>4 各課長は、第3項の保安教育の実施計画に基づいた保安教育が実施されていることを確認し、年度ごとにその実施結果を所長に報告する。なお、教育の実施状況を確認するため、教育現場に適宜立ち会う。</p> <p>ただし、所長により別途承認された基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有している者と認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>※1：燃料の運搬又は貯蔵とは、使用済燃料ピットにおける使用済燃料ピットクレーン、補助建屋クレーンを用いた燃料の運搬又は貯蔵をいう（以下、本条において同じ）。</p>

補正箇所

申請書の別添
(玄海原子力発電所原子炉
施設保安規定変更前後
比較表の変更後欄)

補正後

表63-2

保安教育の実施方針（放射線業務従事者教育）

総括表中分類との対応	内 容	対象者と教育時間 ※2					電離放射線障害防止規則の分類	
		当直課長 副 長	運 転 員	放射線業務 処理設備の 業務に携わる者	燃料の運搬又は貯 蔵の業務に携わる 者	左記以外の 技術系役員		事務系役員
		◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)		○ (0.5時間以上)
総括表中分類との対応	①核燃料物質又は使用済燃料の種類及び性状 ②核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された物の種類及び性状	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域に関すること							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業の方法及び順序							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業の方法及び順序							
放射線管理に関すること ※1	④外周放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視の方法							
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去の方法							
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑥異常な事態が発生した場合における応急の措置の方法							
・原子炉施設の種類、性能に関すること ※1 ・放射線管理に関すること ※1	原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の構造及び取扱いの方法	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	◎ (1.5時間以上)	○ (1.5時間以上)	原子炉施設に係る設備の構造及び取扱いの方法に関する知識	
放射線管理に関すること ※1	①電離放射線の種類及び性質 ②電離放射線が人体の細胞、組織、器官及び全身に与える影響	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	◎ (0.5時間以上)	○ (0.5時間以上)	電離放射線の生体に与える影響	
関係法令及び実定規程の遵守に関すること ※1	法、令、労働安全衛生規則及び電離放射線障害防止規則の関係条文	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	◎ (1時間以上)	○ (1時間以上)	関係法令	
放射線管理に関すること ※1	①管理区域への立入り及び退去の手順							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	②核燃料物質若しくは使用済燃料又はこれらによって汚染された物の運搬、貯蔵及び廃棄の作業							
核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物の取扱いに関すること ※1	③核燃料物質又は使用済燃料によって汚染された設備の保守及び点検の作業							
放射線管理に関すること ※1	④外周放射線による線量当量率及び空気中の放射性物質の濃度の監視							
放射線管理に関すること ※1	⑤天井、床、壁、設備等の表面の汚染の状態の確認及び汚染の除去							
・原子炉施設の種類、性能に関すること ※1 ・放射線管理に関すること ※1	⑥原子炉、放射線業務の廃棄設備及びその他の設備の取扱い	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	◎ (2時間以上)	○ (2時間以上)	原子炉施設に係る設備の取扱い	
非常の場合に講ずべき処置に関すること ※1	⑦異常な事態が発生した場合における応急の措置							

◎: 全員が教育の対象者
○: 業務に専従する者が教育の対象
(): 合計の教育時間

※1: 各課長、教育訓練基準に従い、各項目の念頭又は一部について十分な知識及び技能を有していることを認められていること
※2: 各対象者に要求されている教育項目は、対象者となった時点から取られる。

・記載の適正化(注語の明確化)に伴う変更については、別途、変更認可申請を行う。

補正箇所	補正後
<p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <ul style="list-style-type: none"> 記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。 	<p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(記 録)</p> <p>第65条 各課(室、センター)長は、表65-1及び表65-2に定める保安に関する記録を適正に^{※1} 作成(表65-1(1)及び(2)を除く。)し、保存する。ただし、表65-1(5)イの記録については、 原子力部門(原子力発電本部長、原子力総括部門、安全・品質保証部門、原子力管理部門、原子力 建設部門、原子力技術部門、廃止措置統括部門、原子力土木建築部門及び発電所組織)が作成し、 保存する。なお、記録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>2 保安に関する組織は、表65-3に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。なお、記 録の作成に当たっては、法令に定める記録に関する事項を遵守する。</p> <p>3 各課長は、表65-4に定める保安に関する記録を保存する。</p> <p>※1：適正とは、不正行為がなされていないことをいう(以下、本条において同じ)。</p> <p><中 略></p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書(2019年9月27日付原発本第100号)より削除】</p>
--	---	--

<p>補正箇所</p> <p>申請書の別添 (玄海原子力発電所原子炉 施設保安規定変更前後 比較表の変更後欄)</p> <p>・記載の適正化(注語の明確化) に伴う変更については、別 途、変更認可申請を行う。</p>	<p>補正前 (2019年9月27日付 原発本第100号)</p> <p>(報 告)</p> <p>第66条 各第一課長は、次に定める事項について、直ちに所長及び廃止措置主任者に報告する。</p> <p>(1) 施設運用上の基準を満足していないと判断した場合 (第23条関連)</p> <p>(2) 放射性液体廃棄物又は放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第31条又は第32条関連)</p> <p>(3) 外部放射線に係る線量当量率等に異常が認められた場合 (第44条関連)</p> <p>(4) 実用炉規則(第134条第3号^{※1}、第4号^{※1}、第6号から第12号及び第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2 前項に定める事項が発生した場合は、「異常時通報連絡処置基準」に定めた報告体制に従い、社長に報告する。</p> <p>3 第1項(4)に定める事項が発生した場合は、直ちに原子力規制委員会に報告する。</p> <p>※1：新燃料貯蔵設備、使用済燃料貯蔵設備及び燃料取扱設備に限る。</p>	<p>補正後</p> <p>【変更認可申請書 (2019年9月27日付原発本第100号) より削除】</p>
--	--	--